公益財団法人とくしま産業振興機構定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人とくしま産業振興機構と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。
２　この法人は、理事会の決議により必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、企業の経営革新、経営基盤の強化及び創業、国際化への対応を促進、支援並びに地域ＤＸを推進することにより、地域社会の活性化とその発展に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる公益目的事業を行う。
（１）　中小企業者等の経営基盤の強化等に必要な設備導入、資金調達等に対する支援
（２）　中小企業者等が行う地域経済の活性化を図る事業に対する助成
（３）　中小企業者等の経営革新、経営基盤の強化等に対する支援
（４）　中小企業者等の経営基盤の強化等に関する情報の収集、提供及び情報化の支援
（５）　中小企業者等が研究機関、試験機関等と連携して行う技術開発･研究開発の支援
（６）　中小企業者等の国際ビジネス振興及び国際経済交流促進に対する支援
（７）　県民、中小企業者、自治体等（以下「県民等」という。）の課題を解決し、地域ＤＸを推進する取組に対する支援
（８）　県民等のデジタル技術の利活用等に対する支援
（９）　県民等のデジタル技術の普及啓発等に対する支援
（10）　前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項各号の事業は徳島県において行うものとする。ただし、同項第６号の事業は徳島と海外との間において行うものとする。

（その他の事業）
第５条　この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次に掲げる事業を行う。
（１）　地方公共団体が実施する中小企業対策事業等の資金の確保

（２）　中小企業高度化資金等の償還の支援
（３）　中小企業の創造的な事業活動を促進するための資金調達の支援
（４）　賛助会員に対する経営に役立つ情報の提供
（５）　その他前各号に定める事業に関連する事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、評議員会で別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画及び収支予算書等」という。）については、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。
２　理事長は、前項の事業計画及び収支予算等を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
３　前各項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第３号から第７号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。
（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　正味財産増減計算書
（５）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）　財産目録
（７）　キャッシュフロー計算書

２　前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を、主たる事務所に５年間、また従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　会計監査報告

（３）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条　理事長は、公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第５号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第11条　この法人に評議員８名以上１３名以内を置く。

２　評議員のうち、１名を評議員会会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）　各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条　評議員に対しては、各年度の総額が１８０，０００円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給する。

第５章　評議員会

（構成）

第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類等の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分又は除外の承認
（８）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第17条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集等）
第18条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

（決議）
第19条　評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）　定款の変更
（４）　基本財産の処分又は除外の承認
（５）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第20条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人２名以上が記名押印しなければならない。

第６章　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第21条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　８名以上１４名以内

（２）　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

４　この法人に会計監査人を置く。

（役員並びに会計監査人の選任）

第22条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

３　理事長及び副理事長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務の権限）

第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第25条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

５　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第27条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（報酬等）

第28条　非常勤理事及び監事に対しては、各年度の総額が２７０，０００円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給する。常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除又は限定）

第29条　この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２　この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第31条　理事会は、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長及び副理事長の選定及び解職

（招集等）
第32条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第33条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第34条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　委員会及び事務局

（委員会）
第35条　この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
２　委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
３　委員会の委員は、理事長が委嘱する。

（事務局）
第36条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免し、その他職員は理事長が任免する。

（備付け書類及び帳簿）
第37条　この法人は、この定款及び法令で別に定めるもののほか、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類を備え置かなければならない。
（１）　定款
（２）　理事、監事及び評議員の名簿
（３）　認定、許可、認可等及び登記に関する書類
（４）　定款に定める機関の議事に関する書類
（５）　資産及び負債の状況を示す書類
（６）　収入支出に関する帳簿及び証拠書類

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第38条　この定款は評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、第３条及び第４条及び第１２条についても適用する。

（解散）
第39条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定取消し等に伴う贈与）
第40条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第41条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第42条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は笹川晧一とする。

４　この法人の最初の会計監査人は大西仁幸とする。

別表第１　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	四国放送株券
定期預金	商工中金、阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行

附則

この改正定款は平成２３年５月１日から施行する。

附則

この改正定款は平成２４年４月１日から施行する。

附則

この改正定款は令和元年６月１３日から施行する。

附則

この改正定款は令和７年４月１日から施行する。

附則

この改正定款は令和７年５月１日から施行する。